

消費者委員会

消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ

座長 後藤巻則 殿

2022年8月5日

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 加藤進一郎



ポンジ・スキームを行う法人に対し行政庁が解散命令を発出することができるよう
制度整備を行うことを求める意見書

第1 はじめに

- 1 当研究会は、昭和57年、先物取引被害ないし投資取引被害の予防と救済を目的として設立された、全都道府県に所在する、数百名の弁護士からなる団体である (<http://www.futures-zenkoku.com/>)。

かつて、純金ファミリー証券商法により被害額が数千億に及んだ豊田商事事件では、当研究会の会員が中心となり、会社設立直後から被害者からの相談を受けて交渉・訴訟両面での被害救済活動を行ってきた。また、最近では磁気治療器のオーナー商法により二千億円以上の被害が発生したジャパンライフ事案についての被害者弁護団を結成・運営し、同社に対する債権者破産申立に尽力し、その破産申立予納金等の準備等も行った。

このように、当研究会は、商品先物取引被害に限らず、詐欺的投資取引被害全般の被害救済に努めてきたところである。利益の還元や配当等を装って多数の者から資金を集め、実際には、その資金を運用する事業や運用対象となる物品が存在しないか形骸化又は著しく不足しており、別の者から集めた資金の一部を他の者に分配する構造になっている詐欺的商法（以下、「ポンジ・スキーム」という）についても、同様に被害救済に努めてきたところである。

それらの経験から、先般の特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下、預託法）の改正に際しては、2019年12月20日付「販売預託商法に関す

る法整備についての意見書」で、預託商法による消費者被害の再発防止のために必要な法制を行うよう国及び消費者庁に求めてきた。

- 2 令和4年3月に、消費者委員会において、消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ（第3弾、以下WG）が立ち上がり、悪質商法における被害回復の実効性確保策が議論されており、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度」が検討されている。

当研究会は、これまでの詐欺的投資被害救済活動、とりわけジャパンライフ事案の被害救済活動において解明された点を踏まえ、被害救済に長年取り組んできた実務家としての見地から、意見の趣旨記載のとおり、同ワーキング・グループによるとりまとめにおいて、悪質商法における被害回復の実効性確保策として、いわゆるポンジ・スキームを行う法人に対し、行政庁が解散命令を発出することができるように制度整備を行うことを盛り込むよう、提言するものである。なお、本意見は、WGの令和4年3月29日付「開催の趣旨及び今後の進め方について」（消費者委員会事務局作成・資料1）5頁の「WG（第3弾）で取り扱う論点のイメージ」に記載された「現行制度にはないもの」のうち、行政庁の解散命令以外の制度を不要とするものではない。

第2 意見の趣旨

消費者委員会消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループは、そのとりまとめにおいて、悪質商法における被害回復の実効性確保策として、ポンジ・スキームを行う法人に対し、行政庁が解散命令を発出することができる制度整備を行うことを盛り込むべきである。

第3 意見の理由

1 はじめに

ジャパンライフ事案に代表されるポンジ・スキームでは、資金の分配を継続するためには新たな資金を獲得し続けなければならない、その間、被害は拡大し続けることとなるが、新たに獲得できる資金には限界があるため、最終的には

破綻すべくして破綻することになる。すなわち、ポンジ・スキームは破綻必至の詐欺的商法である。

しかし、破綻必至の商法であるにもかかわらず、資金の分配が継続している間は被害が顕在化せず、資金の分配が止まって被害が顕在化したときには、既に資産は散逸し、ほとんどの被害が救済されないという共通した特徴がある。このように、ポンジ・スキームは、その存在を社会的に許容する理由のないものであって、禁圧すべきものである。

改正された預託法が、令和４年６月１日から施行されており、販売預託に係る勧誘及び契約の締結等は原則禁止されたものの、今後のポンジ・スキームの企図が法規制により完全に阻止できるかどうかは未だ不透明であり、実際に、過去に販売預託商法を行い行政処分を受けたWILL株式会社やVISION株式会社の関係者らによる販売預託商法と思われる被害の相談が、法改正後も寄せられているようである。

ひとたびポンジ・スキームが立ち上げられ、被害が発生すると、同商法の上記特徴から、顕在化しないまま被害が急速に拡大し、かつ顕在化した時にはほとんど被害救済が不可能な状態に至ることから、ポンジ・スキームに対しては、可能な限り早い段階で、その事業継続を阻止する必要がある。これまでも、当研究会の会員を中心とした被害者側弁護士・弁護団が事業継続阻止のための手法を採ってきたところであるが、以下に述べるとおり、それらの手法には限界があり、ポンジ・スキームの禁圧及び被害救済のためには不十分を言わざるを得ない状況にある。

２ 既存の制度では対応が困難であること

(1) 破産申立の問題点

ア ポンジ・スキームを行う事業者の事業継続阻止及び財産保全の手段の一つとして、被害者が、当該事業者の債権者として、当該事業者の破産申立てを行う方法がある。ジャパンライフ事案では、当研究会の会員が中心となって組織した被害者弁護団が破産申立てを行うことにより、ジャパンライフの事業継続を阻止している。

しかし、以下のとおり、債権者破産申立ては、事業継続阻止及び財産保全の手段として有効かつ現実的なものとはなり得ない。

イ 第一に、債権者による破産申立てでは、決定的に時期が遅れてしまうと

いう問題がある。

法人の破産手続開始の要件は、支払不能又は債務超過である（破産法第16条第1項、第15条第1項）。被害者が事業者の財産状態を調査し債務超過であることを立証するのは通常不可能であるので、被害者は、事業者に対する預託金の返還請求権や損害賠償請求権等の債権の支払不能を原因として破産申立てを行うことになる。但し、この破産申立てのための事業者に対する債権は、ある程度大きな金額とする必要がある。なぜなら、申立債権が少ないと、事業者がその債権を弁済してしまうことで、破産開始決定が出ないよう争う可能性が強まるためである。そのため、破産申立てを行うためには、被害者弁護団を結成するなどして被害者を集め、事業者が支払うことができない程度の債権を準備する必要がある。

しかし、このように被害者を集め、破産申立てに必要な債権を準備することができるのは、ポンジ・スキームの性質上、事業者が破綻状態に陥り、配当の支払を停止した後であり、その前段階で破産申立てを行うことは著しく困難である。すなわち、事業者が資金を集めることができる間は（この間は日々新たな被害者が生まれている。）、事業者から配当が行われるので、被害者は自身が被害に遭っていることを認識することが困難である。たとえ被害に気が付いたとしても、破産申立てを行えば自身に対する配当も停止されるうえ、預託金元本全額の回収ができないおそれがあるため、破産申立てを行う動機が生じない。事業者が破綻状態に陥る前であれば、被害に気付いた被害者は、事業者との個別交渉により自身の預託金元本の回収を図ろうとするのが通常であり、その段階では被害は顕在化しない。

実際、ジャパンライフ事案では、2016年12月16日及び2017年3月16日にジャパンライフに取引停止等を命じる行政処分が行われたにもかかわらず、静岡県弁護士会が2017年4月に実施したジャパンライフ110番では5件、同年6月に実施した同110番では1件と極めて僅かな件数しか相談がなかった。さらに、同年8月に愛知県弁護士会がジャパンライフ110番を実施したが、相談件数は1件であった。ジャパンライフに対する苦情が急増したのは、ジャパンライフが配当の支払を停止した同年12月になってからであった。

このように、ポンジ・スキームを行う事業者の破産申立てを行うのに必

要な債権を集めることができるようになるのは、膨大な被害が生じ、かつ、事業者の破綻により被害の回復が不可能となってからである。これでは遅すぎるのである。

ウ 第二に、破産申立ての予納金の準備が困難という問題である。ポンジ・スキームは、次々と資金を集め、配当に回す自転車操業を行うという性質上、大規模な被害に発展しやすいところ、被害者（債権者）の数が膨大となる大規模詐欺事件の場合、破産申立て時に裁判所が納付を求める予納金の金額も莫大な金額となる。ジャパンライフ事案では、予納金は１０００万円であった。

この予納金は、事業者に残っていればそこから優先的に返還されるが、事業者に残っていない場合は返還されない金銭である。破産申立時には、被害者側が事業者の財産状態を知ることは通常困難であるので、被害者側は、返還されるかどうか分からないという前提で莫大な予納金を準備しなければならない。しかし、既に多額の被害に遭っている被害者が、返還されるかどうか分からない予納金を拠出することは、金銭的にも、心理的にも著しく困難である。なお、ジャパンライフ事案で納付した予納金は、被害者から集めたものではなく、当研究会が全国の消費者問題に取り組む研究会、弁護団に呼びかけ、回収不能となる可能性を覚悟しながら、研究会活動費等から集めたものである。このような予納金の準備の方法は極めて異例なことであり、通常は上記のとおり被害者側が予納金を準備することは著しく困難である。

エ 以上のとおり、ポンジ・スキーム事案においては、破産申立てが可能となるのは、被害が顕在化して事業者が破綻状態に陥ってからであり、かつ、予納金の準備が困難である。そのため、破産申立ては、事業者の事業継続を阻止し、被害の防止、回復を図るための手段として現実的でなく、実効性も乏しい。そもそも、破産制度は、私益の調整のための制度であり、詐欺的商法を行う事業者の事業継続を阻止し、将来の被害の発生を防止するという公益目的的に使うことは本来想定されていない。

(2) 会社法の解散命令の問題点

ア また、会社を強制的に解散させる手段として、現行法では会社法第８２４条の解散命令がある。これは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他

の利害関係人が裁判所に申し立て、裁判所が会社の解散を命じるというものであり、これを事業者の事業継続阻止及び財産保全の手段として用いることも考えられる。

イ しかし、以下のとおり、会社法の解散命令も事業継続阻止及び財産保全の手段として有効かつ現実的なものとはなり得ない。

ウ 解散命令の要件は、会社法第824条第1項に規定されているところ、ポンジ・スキーム事案において想定されるのは、同項第3号に基づく申立てである^{*1}。同号に基づく申立てが認められるためには、①業務執行権限のある者の行為であること、②法令・定款に定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為、または刑罰法令に触れる行為であること、③法務大臣から書面による警告を受けたが、なお継続的又は反復して当該行為をしたこと、④公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認められること、の4つの要件を立証する必要がある。しかし、そもそも要件が抽象的かつ厳格であるため、そもそも適用が困難である場合が多いと考えられる。仮に適用が可能な場合であっても、法務大臣からの書面による事前の警告が必要となる。その場合の会社法に基づく解散命令の申立ての手続としては、消費者庁が調査を行い（法務大臣には調査権限がない。）、その記録が法務省に提供され、法務省において解散命令の要件の検討がなされ、要件があると判断されると法務大臣が事業者に対し書面で警告を行う、その警告に業者が従わず当該行為を継続的又は反復して行った場合によりや裁判所に対する申立てが可能となる。このように、解散命令の適用が可能と判断される場合であっても、解散命令の申立てまでに相当の時間を要すると考えられる。

エ 解散命令の申立てを裁判所に行った後も、実際に解散命令が出されるまでさらに相当な時間を要すると考えられる。すなわち、解散命令の要件の審理は非訟事件手続法に基づいて行われるが、実務の感覚から言うと、審

*1 同項1号「会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき」についても該当性が問題となる事案もありうるが、その要件認定は立証面で困難を伴うことが多いと考えられ、実質的には同項3号の該当性が問題になると考えられる。

理に要する時間は通常の訴訟手続きによる審理と大差がない。

会社法第824条に基づく解散命令についての公表事例は見当たらないが、類似する制度である宗教法人法の解散命令事案（霊視商法を行った宗教法人明覚寺の解散命令事案）では、平成11年に和歌山地方裁判所に解散命令の申立てがなされ、平成14年1月24日に同地方裁判所が解散命令の決定をし、抗告審である大阪高等裁判所が平成14年9月27日に宗教法人の抗告を棄却する決定をしている。解散命令が確定するまで約3年もの時間を要しており、会社法に基づく解散命令事案においても同等の時間を要すると考えられる。

オ 以上のとおり、会社法第824条に基づく解散命令は、要件が厳格で適用できる事案が限定的であると考えられるうえ、解散命令が確定するまで数年単位の多大な時間を要する。解散命令が確定するまでは事業者の事業継続を阻止することはできないし、事業者の財産を保全することもできない。解散命令が確定する頃には事業者の財産が完全に散逸していることは想像に難くない。よって、会社法に基づく解散命令は有効かつ現実的な手段とはなり得ない。

(3) 刑事手続による抑止効果の問題

さらに、ポンジ・スキームは刑法の詐欺罪や預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）違反に当たる場合が多く、刑事手続により事実上事業者の活動を抑止、停止させる方法が考えられる。

しかし、前記のとおりポンジ・スキーム事案において被害が顕在化するのには事業者が破綻状態に陥った後であり、捜査機関が捜査に動き出すのは被害が顕在化した後である。また、刑事手続は、民事手続と比べて立証のハードルが高く、立件するには相当な時間を要する。実際、ジャパンライフ事案においては、被害者弁護団が破産申立てを行い、裁判所が破産手続開始決定を出したのは2018年3月1日であるところ、ジャパンライフに対する強制捜査が開始されたのは、その1年以上後の2019年4月25日である。

したがって、刑事手続による方法も時間がかかりすぎ、事業者の事業継続を阻止する手段としては実効性がない。

(4) 業務停止処分による抑止効果の問題

この他、行政庁が、事業者に対する業務停止処分を行うことにより、事業

者の事業活動を停止させる方法も考えられる。しかし、ポンジ・スキームを行う事業者には遵法意識は全く期待できず、業務停止処分に従わないことも十分あり得る。ジャパンライフ事案が正にそのような事案である。ジャパンライフは、2016年12月16日から2017年12月15日にかけて合計4回の業務停止処分を受けながら、その都度、顧客との契約形式を業務停止処分の対象取引から形式的に変更して処分対象外の取引であるとし、実質的には同じ商法を継続し、初回の業務停止処分を受けた後も1年以上に亘り被害を拡大し続けたのである。

そもそもポンジ・スキームは破綻必至の詐欺商法であり、このような詐欺商法を故意に用いる悪徳事業者は、もとより行政処分に反してでも市場が飽和して破綻するまで事業を継続し、それによって得た金員を費消する性向を有することが一般的であるから、これらの行政処分によって被害の拡大を防止することはできない

したがって、業務停止処分でもポンジ・スキームを行う事業者の事業継続を阻止する手段としては不十分であり、他の実効性のある法制度が必要なのである。

3 行政庁の解散命令制度

以上のとおり、債権者による破産申立、会社法の解散命令、刑事手続、行政庁による業務停止処分といった現行の制度によっては、ポンジ・スキームを行う事業者の事業継続を抑止することができない。

このままでは、今後も新たな悪徳事業者によってポンジ・スキームが行われ、多大な被害が発生することは明らかであるところ、例え被害発生初期段階で問題発生を把握することができたとしても、さらなる被害発生を抑止する方法が存在せず、有効な対策をとることができないことになる。

そこで、ポンジ・スキームによる被害発生の予防、被害拡大の防止及び被害救済のため、以下の骨子により新法を制定し、行政庁が解散命令を発出することができる制度を整備する必要がある。

(1) 制度骨子

ア 行政庁が自らの判断によって対象となる事業者に対し解散を命じる制度であること。

イ 解散命令の対象は、ポンジ・スキームまたはこれと類似した商法により

事業活動を行った法人格を有する事業者とすること。

ウ 解散命令の対象となる事業者の法人格の種類を問わないこと。

エ 解散命令の効果により当該事業者は清算手続に移行すること。

オ 清算手続に移行した事業者の権利能力は清算の目的の範囲内に限られること。

カ 清算手続における清算人は裁判所が選任すること。

キ 清算手続において当該事業者が債務超過であることが判明したときには、清算人が直ちに破産申立を行うべきこと。

ク そのほか清算手続に関しては会社法の清算に関する規定を準用すること。

(2) 上記制度の必要性

ア 行政庁が解散命令を発出する制度とするべきであること

ポンジ・スキームは、従前の被害者に対して配当を行うために、新たな被害者から金銭を回収し、その結果さらに被害を拡大するという特徴があるから、直ちに事業者の活動を停止させなければ、時間の経過に伴い、被害者は増加する一方となる。被害拡大を防止するためには、早期の段階から直ちに当該事業者から当該事業に関する管理処分権限を奪い、新たな被害を発生させることができない状態とすることが重要であるが、前記2で述べたとおり、現行の法制度による対応は困難である。そこで、行政庁が、早期の段階で、ポンジ・スキームを行う事業者に対し、解散命令を発出して清算手続に移行させ、事業者の権利能力を制限し、清算人が清算手続を進める必要がある。

現行法における各種の解散命令制度においては、行政庁や所轄庁の判断により解散命令が行われるもののほか、行政庁が申立を行い、裁判所が審理の上、解散命令を行うか否か判断することとされているものがあるが、裁判所が判断を行う場合、その審理には相当長期間の時間を要する上に、行政庁が事実関係を調査把握し、確定した後、それらを裁判所に対して主張立証し、それらをもとに裁判所が審理を行うこととなり、いわば二度手間の状態となるから、早期の対応は困難である。

したがって、ポンジ・スキームによる被害拡大を防止するためには、行政庁の判断によって早期に解散命令を発出する制度が必要である。

なお、行政庁が解散命令を発出する制度としては、業法がある場合その

業法の中に定める方法が考えられる。当該事業を規制する業法が存在しない所謂「すき間事案」については、消費者庁に解散命令発出権を認める制度も検討に値する。

イ 解散命令の対象にポンジ・スキームと類似する商法を行う事業者を含むべきこと

ポンジ・スキームの有害性が極めて高いことは、これまで述べたとおりであるから、このような詐欺的商法を行う事業者を存続させる理由は何ら存在しない。また、ポンジ・スキームを用いる事業者は、解散命令を免れる為に、その詐欺商法の一部を変更し、ポンジ・スキームの定義に直ちには該当しないが、これと類似した、将来において破綻必至の新たな詐欺商法を行う可能性が高い。

したがって、解散命令の要件においては、ポンジ・スキームだけではなく、これに類似する行為を対象に含めたものとする必要がある。

なお、ポンジ・スキームであることのほかに、行政庁による行政処分に違反したことを要件として加重するとの意見もあり得るところである。

しかし、ポンジ・スキームを用いる事業者は、過去にも、行政処分に対して、見かけ上の契約類型を変更するなどの方法により偽装して行政処분을回避し、詐欺商法を継続した事例があることは前記2において述べたとおりである。

したがって、このような要件の加重を行えば、行政庁から行政処分を受けた事業者は、行政処分の対象となった契約類型から、見かけ上の契約類型を変更して偽装し、行政処分に違反したとの認定を受けることを回避して、詐欺的商法を継続するはずである。

そして、このような場合、行政庁が行政処分に対する違反を認定するためには、変更後の契約類型に対してもさらに行政処分を行わなければならないが、業者はさらに契約類型を変更して偽装を行い違反の認定を回避するなどして、行政庁による行政処分と事業者による偽装行為が繰り返されることとなり、行政処分に対する違反の事実を認定できないまま、解散命令の機を逸することとなる。

よって、行政処分に対する違反の有無を問題にすることなく、ポンジ・スキーム及びこれに類似した商法を行った事業者を対象として、解散命令

を発令する制度とすべきである。

ウ 対象とする法人格の種類を問わない制度とするべきこと

ポンジ・スキームの有害性は、その事業者が有する法人格の種類を問わないのであるから、解散命令において、対象となる法人格の種類を限定する必要はない。

また、ポンジ・スキームを用いる事業者にとって、法人格は詐欺商法のための道具に過ぎないのであるから、対象となる法人格の種類を限定した場合、規制がない種類の法人格を利用して脱法しようとするのが当然に予想される。

したがって、新たな行政庁による解散命令制度は、対象となる事業者の法人格の種類を問わない制度とするべきである。

エ 解散命令後の清算手続について

(ア) 清算手続に移行させるべきこと

ポンジ・スキームは、将来において確実に破綻する詐欺商法であるから、これを用いる事業者については、その資産状況にかかわらず、事業を継続させるべき理由がない。

したがって、ポンジ・スキーム及びこれに類似した商法を行う事業者は、清算手続により消滅させるべきである。

(イ) 清算手続中の権利能力を制限するべきこと

そして、被害拡大防止のためには、解散命令後、直ちに事業を継続することができない状態にすることが重要である。

そこで、事業者の法人については、清算に必要な範囲を除き、権利能力を失うものとするべきである。

(ウ) 事業者関与者以外の清算人を選任するべきであること

さらに、清算手続において、事業者の役員等が財産の管理処分に関与すると、権利能力の規定に反して、違法にポンジ・スキームを続けることが予想される。

そこで、清算手続における清算人は事業者関与者以外の者を選任するべきである。選任も行政庁が行うことが考えられる。

(エ) 債務超過の場合には破産手続に移行させるべきこと

また、事業者が債務超過である場合には、ポンジ・スキームの被害者

を債権者として保護するとともに、債権者を平等に扱う必要がある。

そこで、清算手続において債務超過であることが判明した場合には、清算人が直ちに破産申立を行うものとするべきである。

これにより、従前の債権者破産申立による対応とは異なり、迅速に、かつ被害者による経済的負担なく破産手続への移行を行い、早期に事業者の財産を保全し、実効性のある被害回復を行うことができる。

(4) 会社法の清算手続を準用するべきであること

清算手続の具体的な規定については、会社法475条以下に上記(1)オ乃至クの内容を含む詳細な規定が置かれているため、新たな解散命令制度においても、これらを準用するべきである。

(3) 上記制度の許容性

ア 解散命令制度を設けることの許容性

法人に対する解散命令制度については、現行法においても、その法人格の種類に応じて、会社法（824条）、宗教法人法（81条1項1号）、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、私立学校法、社会福祉法人法、労働者協同組合法などに規定されている。

したがって、法人に対する解散命令制度を設けること自体は、当然に許容されている。

イ 行政庁が解散命令を発令することの許容性

次に行政庁が解散命令発出の主体となることについても、上記アの各法令のうち、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、私立学校法、労働者協同組合法などについては、行政庁または所轄庁において解散命令を発出すると定められている。

これらの法令における解散命令は、裁判所による審理を経ずに、行政庁または所轄庁が解散命令を発出することとされているが、解散命令は行政処分であり、処分を受けた者は、取消訴訟等の行政訴訟によってその効力を争い、裁判所による判断を受けることができるのであるから、裁判を受ける権利を害することもない。

したがって、行政庁が解散命令発出の主体となることも当然に許容されている。

ウ 法人の種類を問わないものとするものの許容性

前記ア及びイの法令は、異なる種類の法人に対する解散命令制度を定めているところ、法人はその種類に応じて、いわゆる準則主義により法定の要件を備えたときには直ちに法人格が認められる法人のほか、許可主義、認可主義、認証主義を採用し設立に許可や認可、認証が必要となる法人が存在している。

これらのうち、許可主義、認可主義、認証主義をとる法人については、その設立根拠となる法律において、行政庁や所轄庁による公権力の行使が予定されているため、行政庁による介入が比較的広く許容されるのに対して、準則主義をとる法人については、当初よりこれらの公権力の行使が予定されていないため、行政庁による介入が許容される範囲がより狭いものと考えられる。

そのため、法人の種類を問わない解散命令制度が許容されるためには、準則主義をとる法人に対して、行政庁による解散命令が許容されることが必要であるといえる。

そして、前記ア及びイの法令のうち、労働者協同組合法は、未施行ではあるものの、労働者協同組合について準則主義をとりつつ（26条）、行政庁による解散命令制度を設けている（127条3項）。

したがって、設立認可権や懲戒権を有するような行政庁でなくとも、行政庁が解散命令権を持つことは可能であるから、行政庁による解散命令制度について、法人の種類を問わないものとすることも許容される。

さらに、法人格を取得して詐欺的商法を行う者が、設立を容易に行うことができる準則主義を悪用して被害を拡大させているという実態がある以上、準則主義をとる法人にこそ行政による解散命令を認める必要性は強いともいえる。

エ 解散命令の要件についての許容性

ポンジ・スキーム及びこれに類似する商法については、将来において確実に破綻する上に、このような商法が継続されれば、金額においても人数においても被害を急速に拡大させることとなる。

したがって、国民の財産を守るためには、このような事業者は直ちに解散させる必要がある。

また、このような商法を用いる事業者が、ポンジ・スキームが将来破綻必至であるなどの問題点を理解していないなどという事態はあり得ず、事業者は、このような問題点を認識した上で、ポンジ・スキームを利用して利益を得ているのであるから、このような事業者の経済的利益を保護する必要は何ら存在しない。

よって、ポンジ・スキーム及びこれに類似する商法を用いる事業者に対して解散命令を発令することは、当然に許容されるというべきである。

オ 他の法令との関係にも問題が生じないこと

新たな行政庁による解散命令制度は、ポンジ・スキームを用いる事業者に限り、その被害拡大防止のため、行政庁に解散命令権を認めるものであるから、他の法令に基づく解散命令や破産手続と矛盾するものではない。

カ 私人間の法律関係への干渉には当たらないこと

行政庁による消費者被害救済制度については、結果的に、事業者と被害者の私法上の権利関係に大きな影響を与えることから、それが行政庁による私人間の法律関係に対する恣意的な干渉に該当しないか否かが問題になることがある。

しかし、行政庁による解散命令制度は、対象となる事業者が反社会的な活動を行っているためにその事業の存続を許さないとする公的目的の制度であって、私人間の法律関係に干渉するものではなく、解散命令後の清算手続は裁判所が選任する清算人が行うのであるから、行政庁が私人間の法律関係に干渉する余地はない。

また、債務超過の場合には清算人が破産申立を行うこととなるから、それ以降の手続は裁判所が選任する破産管財人が行うため、破産手続にもこのような問題は存在しない。

以 上